

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-110 旅客自動車運送事業用自動車	8-110 旅客自動車運送事業用自動車 [審査事項なし]

7-110-1 性能要件（視認等による審査）

(1) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、7-2 から 7-104 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 50 条関係、細目告示第 77 条第 1 項関係、細目告示第 155 条第 1 項関係)

- ① 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。
- ② 客室は、適当な採光が得られるものであること。
- ③ 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
- ④ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。

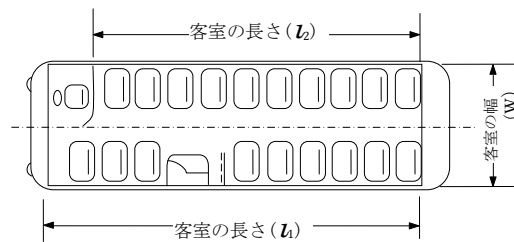
(2) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 2 項関係、細目告示第 155 条第 2 項関係)

- ① 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積（客室の長さ（客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ）に客室の幅を乗じて得た値をいう。）1m²あたり 5W（蛍光灯の場合にあつては 2W）以上又はこれと同等以上の明るさであること。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



- ② 乗降口の踏段（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。
ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm（次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm）以上であればよい。

また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の踏段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。

イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

- ③ (3) の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の附近に設けること。

この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。

- ④ (3) の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離（それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする）

この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。）が 3m 以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置（車掌から運転者に対して連絡できるものをいう。）を備えること。

この場合において、ブザその他の連絡装置は、2 箇所に乗降口があつて 2 名の車掌が乗車するような場合にあつては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであつてもよい。

- ⑤ とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

(3) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、(1) 及び (2) の規定によるほか、別添 14「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 3 項関係、細目告示第 155 条第 3 項関係)

(4) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t 以下のものは、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 4 項関係、細目告示第 155 条第 4 項関係)

- ① 乗降口の踏段（幼児専用車に備えるものを除く。）の有効幅、有効奥行き及び有効蹴込みは、次の表に掲げる踏段の種

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

類に応じ、それぞれ同表の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みの欄に掲げる範囲であること。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口の踏段及び次に掲げる全ての要件に該当する最下段の踏段にあつては、この限りでない。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上 430mm（車高調整装置を備えた自動車にあつては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において 380mm）以下であること。

イ 有効奥行が 200mm 以上であること。

ウ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

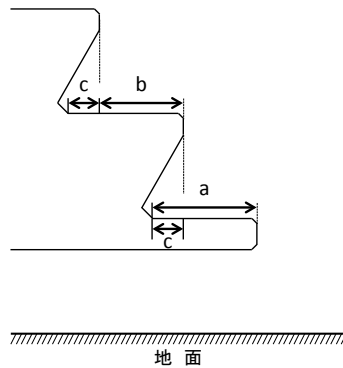
踏段の種類	有効幅	有効奥行（注1）	有効蹴込み（注3）
最下段の踏段（注2）	400mm 以上	230mm 以上（a）	100mm 以下（c）
その他の踏段（注2）	400mm 以上	200mm 以上（b）	100mm 以下（c）

注1 最下段の踏段にあつては、踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該踏段の大部分を占める平面部分の前縁から後縁までの水平距離（次の図の a）をいう。

注2 有効奥行及び有効蹴込みの欄における a、b 及び c は、次の図に示すところによるものとする。

注3 有効蹴込みとは、一般的な使用において足を入れることができ、かつ、安全に蹴込める部位をいう。

図（乗降口の踏段断面図）



- ② とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に故障時などに手動でとびらを解放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

7-110-2 欠番

7-110-3 欠番

7-110-4 適用関係の整理

- (1) 昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-110-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 59 条第 2 項第 1 号関係）
- (2) 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-110-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 59 条第 3 項第 1 号関係）
- (3) 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-110-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 59 条第 1 項関係）
- (4) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、7-110-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 59 条第 1 項関係）
- (5) 平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-110-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。

7-110-5 従前規定の適用①

昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 59 条第 2 項第 1 号関係）

7-110-5-1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、7-2 から 7-104 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。
 - ① 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。
 - ② 客室は、適当な採光が得られるものであること。
 - ③ 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
 - ④ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。
- (2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

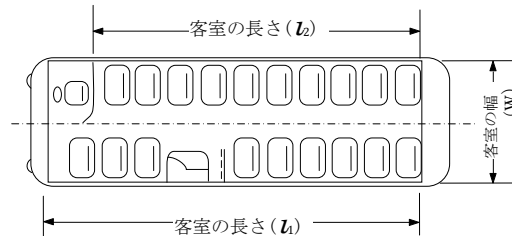
① 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積 1m²あたり 5W (蛍光灯の場合にあつては 2W) 以上又はこれと同等以上の明るさであること。

この場合において、客室床面積は、客室の長さ (客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ) に客室の幅を乗じて得た値とする。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。

ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。

この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。

また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。

イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

③ 運転者席と車掌席とが 3m 以上離れているものにあつては、その間にブザその他の連絡装置を備えること ((3) の自動車を除く。)

この場合において、運転者席と車掌席との距離は、それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。こととし、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。

④ とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

(3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの (被牽引自動車を除く。) は、(1) 及び (2) の規定によるほか、次の基準 (路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては①から⑥までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては①から③まで及び⑤の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、①、③及び⑤の基準) に適合しなければならない。

① 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。

② 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。

③ 乗降口のとびら (運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。) の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。

④ 運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口 (運転者席に近接した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。) ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

⑤ 運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができ鏡その他の装置を備えたものであること。

⑥ 運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置 (放送する場合にマイクロホンを手で保持する必要のないものに限る。) を備えたものであること。

⑦ 客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

7-110-6 従前規定の適用②

昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 3 項第 1 号関係)

7-110-6-1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、7-2 から 7-104 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。

① 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。

② 客室は、適当な採光が得られるものであること。

③ 客室には、適当な室内照明灯を備えること。

④ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

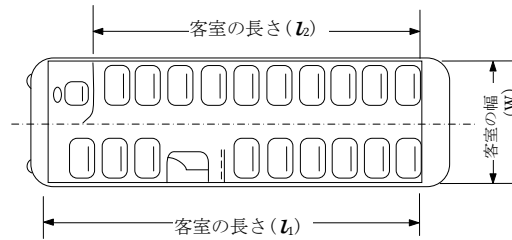
① 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積 1m²あたり 5W (蛍光灯の場合にあっては 2W) 以上又はこれと同等以上の明るさであること。

この場合において、客室床面積は、客室の長さ (客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ) に客室の幅を乗じて得た値とする。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



② 乗降口の踏段 (幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。) は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。

ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。

この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。

また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の踏段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。

イ 走行時に車体下部に格納されるものであること

③ 車掌席を乗降口の附近に設けること ((3) の自動車を除く。)

④ 運転者席と車掌席とが 3m 以上離れているものにあつては、その間にブザその他の連絡装置を備えること ((3) の自動車を除く。)

この場合において、運転者席と車掌席との距離は、それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。こととし、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。

⑤ とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

(3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの (被牽引自動車を除く。) は、(1) 及び (2) の規定によるほか、次の基準 (路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては①から⑥までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては①から③まで及び⑤の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、①、③及び⑤の基準) に適合しなければならない。

① 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。

② 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。

③ 乗降口のとびら (運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。) の開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。

④ 運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口 (運転者席に近接した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。) ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

⑤ 運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができ鏡その他の装置を備えたものであること。

⑥ 運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置 (放送する場合にマイクロホンを手で保持する必要のないものに限る。) を備えたものであること。

⑦ 客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

7-110-7 従前規定の適用③

昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 1 項関係)

7-110-7-1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、7-2 から 7-104 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。

① 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。

② 客室は、適当な採光が得られるものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ③ 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
- ④ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

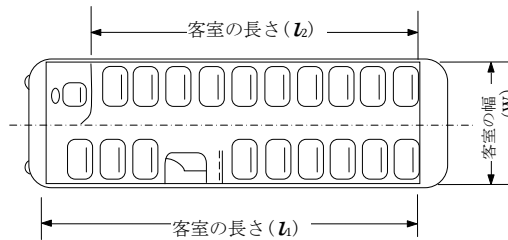
- ① 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積 1㎡あたり 5W (蛍光灯の場合にあっては 2W) 以上又はこれと同等以上の明るさであること。

この場合において、客室床面積は、客室の長さ (客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ) に客室の幅を乗じて得た値とする。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



- ② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。
ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。

この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。

また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。

イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

- ③ 車掌席を乗降口の附近に設けること ((3) の自動車を除く。)
- ④ 運転者席と車掌席とが 3m 以上離れているものにあつては、その間にブザその他の連絡装置を備えること ((3) の自動車を除く。)

この場合において、運転者席と車掌席との距離は、それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。とし、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。

- ⑤ とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

(3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1) 及び (2) の規定によるほか、次の基準 (路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては①から⑥までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車にあっては①から③まで及び⑤の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、①、③及び⑤の基準) に適合しなければならない。

- ① 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。
- ② 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。
- ③ 乗降口のとびら (運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。) を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。
ただし、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車することができない構造の解除装置を備えた場合にあつては、当該解除装置が運転者席において容易に操作することのできるものでないこと。
- ④ 運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口 (運転者席に近接した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。) ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。
- ⑤ 運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができ鏡その他の装置を備えたものであること。
- ⑥ 運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置 (放送する場合にマイクロホンを手で保持する必要のないものに限る。) を備えたものであること。
- ⑦ 客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

7-110-8 従前規定の適用④

平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 1 項関係)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-110-8-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、7-2 から 7-104 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。

- ① 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。
- ② 客室は、適当な採光が得られるものであること。
- ③ 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
- ④ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

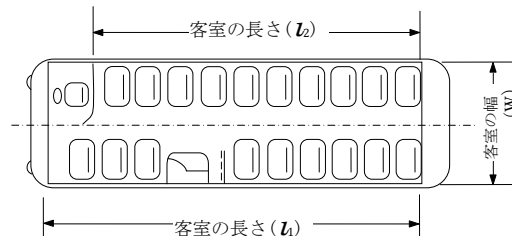
- ① 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積 1m²あたり 5W (蛍光灯の場合にあっては 2W) 以上又はこれと同等以上の明るさであること。

この場合において、客室床面積は、客室の長さ(客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ)に客室の幅を乗じて得た値とする。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



- ② 乗降口の階段(幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。)は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。
ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。

この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。

また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。

イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

- ③ 車掌席を乗降口の附近に設けること((3)の自動車を除く。)
- ④ 運転者席と車掌席とが 3m 以上離れているものにあつては、その間にブザその他の連絡装置を備えること((3)の自動車を除く。)

この場合において、運転者席と車掌席との距離は、それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。とし、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。

- ⑤ とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

(3) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1) 及び (2) の規定によるほか、別添 15「ワンマンバスの構造要件(平成 24 年 6 月 30 以前に製作された自動車に適用)」に定める基準に適合しなければならない。

なお、当該別添に定める基準に適合するものは、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員 30 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に立席定員のないものにあつては①から⑥までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員 29 人以下の旅客自動車運送事業用自動車に立席定員のないものにあつては①から③まで及び⑤の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、①、③及び⑤の基準)に適合するものとする。

- ① 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。
- ② 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。
- ③ 乗降口のとびら(運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。

ただし、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車することができない構造の解除装置を備えた場合にあつては、当該解除装置が運転者席において容易に操作することのできるものでないこと。

- ④ 運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口(運転者席に近接した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。)ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- ⑤ 運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることが出来る鏡その他の装置を備えたものであること。
- ⑥ 運転者が運転者席において旅客に放送することが出来る装置(放送する場合にマイクロホンを手で保持する必要のないものに限る。)を備えたものであること。
- ⑦ 客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

7-110-9 従前規定の適用⑤

平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

7-110-9-1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、7-2 から 7-104 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。

- ① 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。
- ② 客室は、適当な採光が得られるものであること。
- ③ 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
- ④ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。

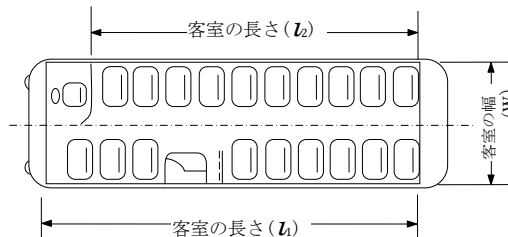
(2) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- ① 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積(客室の長さ(客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ)に客室の幅を乗じて得た値をいう。)1m²あたり 5W(蛍光灯の場合にあつては 2W) 以上又はこれと同等以上の明るさであること。

(算式)

$$\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

(参考図)



- ② 乗降口の階段(幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。)は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。
ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm(次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm) 以上であればよい。

また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。

イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

- ③ (3) の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の附近に設けること。

この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。

- ④ (3) の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離(それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする)。

この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。)が 3m 以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置(車掌から運転者に対して連絡できるものをいう。)を備えること。

この場合において、ブザその他の連絡装置は、2 箇所に乗降口があつて 2 名の車掌が乗車するような場合にあつては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであつてもよい。

- ⑤ とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

(3) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1) 及び (2) の規定によるほか、別添 14「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。

(4) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t 以下のものは、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>① 乗降口の踏段（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。 ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm（次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm）以上であればよい。 また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の踏段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。</p> <p>ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。</p> <p>イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。</p> <p>② とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に故障時などに手動でとびらを解放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。</p>	